

30日ガス工第37号

平成30年 9月 3日

L P ガス販売事業者殿

日本ガスメーター工業会  
石油ガスメーター部会



## マイコンメーターの再使用に関するお願い

拝啓

貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊工業会の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、保安ガスメーターの普及に伴い、一旦設置されたガスメーターが取外されて、新しい設置先に再使用されるケースが出てきており、ガスメーターの取扱いによっては性能を担保できなくなることも想定されております。ガスメーターの再使用に関しては事業者様の責任において実施頂き、再使用ガスメーターの取扱い、保管、動作確認を正しく実施頂くようお願い申し上げます。

つきましては、一度取外されたガスメーターの取扱いについて下記のようにご案内させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### — 記 —

#### 1. 再使用ガスメーターの取扱い

- ①一旦設置されたガスメーターを取外して再使用する場合は、落下・衝撃等を加えない様に丁寧に扱うこと。  
水やごみなどの異物が入ったり、浸水したガスメーターは、使用しないこと。
- ②取外したガスメーターは、ガス出入口から水、ゴミ等が入らないように、ガムテープ等で取付工事直前まで封を施すこと。
- ③取外したマイコンメーターは、直ちに出荷モードにセットすること。  
(出荷モードにしないと、検針値ズレを起こすことがある)
- ④ガスメーターを再び取付ける際には、検定有効期間内であることと、ガスメーター外観に異常がないことを確認し、新しいパッキンを使用すること。  
また、マイコンメーターは強制再学習をさせた後、新しい設置先に合わせて部分停止機能を設定し直すこと。

#### 2. 再使用ガスメーターの保管

- ①直射日光を避け、屋内の通風の良い湿気の少ない場所に保管すること
- ②露出状態での保管は避け、水分、ごみ、虫などの浸入を防ぐと共に、接続部の損傷防止のため、梱装箱または袋等に収納して保管すること。また、取付け工事直前まで、出入口に封を施すこと。
- ③風水害等により冠水の恐れがある場合には、棚などその影響を受けない場所に保管すること。
- ④ガスメーターは、分解、改造しないこと。

以上